

令和 7 年 6 月 3 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2024

課題番号：21K01110

研究課題名（和文）現代ロシアにおける「憲法アイデンティティ」の研究

研究課題名（英文）Study on the constitutional identity in contemporary Russia

研究代表者

佐藤 史人（Sato, Fumito）

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：50350418

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、ロシアにおける憲法アイデンティティ論を分析し、憲法裁判所によるヨーロッパ人権裁判所への防衛的反抗と、リベラル派による対抗原理としての活用という対立構図を明らかにした。また、Medushevskiyの議論を参照し、その背景には経済的グローバル化にともなう憲法の断片化があるとの視点に立って、グローバル化に対する保守的立憲主義モデルの現象形態として憲法アイデンティティ論を特徴付けた。さらに、憲法アイデンティティを巡る議論の背後で、ロシア社会においてヨーロッパ人権条約の理念がある程度受容されていた事実にも着目し、権威主義体制下における立憲主義回復の契機を探る視座を提示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

2010年代のロシアでは、政治体制の権威主義化が進行し、ヨーロッパ人権裁判所の判決とロシア政府との対立が顕在化した。本研究は、非リベラル民主主義または権威主義的憲法秩序下における「立憲主義」を考察する補助線として「憲法アイデンティティ」概念に注目し、ロシアの憲法秩序を巡る対抗構造を整理することで、同国の民主化の後退を憲法の観点から明らかにした。また、同様の傾向がハンガリーにも認められることを確認し、本研究はロシア一国に限らず、民主化と法の支配の展開を比較憲法的に考察する上でも意義を持つことを示した。

研究成果の概要（英文）：This study analyzes the discourse on constitutional identity in Russia, revealing a dichotomy between the Constitutional Court's defensive resistance to the European Court of Human Rights and the liberal camp's use of the concept as a counter-principle. Based on the Medushevskiy's argument, it characterizes the theory of constitutional identity as a manifestation of a conservative constitutional model in response to globalization, grounded in the view that economic globalization leads to the fragmentation of constitutional orders. Furthermore, it draws attention to the fact that, behind the debates over constitutional identity, the principles of the European Convention on Human Rights had, to some extent, been internalized in Russian legal consciousness and institutions. On that basis, the study offers a perspective for identifying potential avenues for the recovery of constitutionalism under authoritarian rule.

研究分野：ロシア法

キーワード：ロシア憲法 憲法アイデンティティ 憲法裁判所 ヨーロッパ人権裁判所

### 1. 研究開始当初の背景

1990年代以降の旧ソ連・東欧諸国を対象とする法研究は、主として「移行論」を前提としており、停滞や揺り戻しがあっても、これらの国々は法の支配を確立する途上にあると想定されていた。しかしその後、体制移行諸国において民主化の後退が生じ、権威主義的秩序がむしろ安定性を示すに至った。このような動向は、ロシアの憲法体制を権威主義的秩序のもとでの立憲主義という観点から再検討することを要請する。その際に注目すべき論点として浮上したのが、「憲法アイデンティティ」概念である。これは、ヨーロッパ人権裁判所とロシア憲法裁判所との「対立」の中で登場したものであり、ロシアの憲法学界においても盛んに論じられた。そこでは、「西欧」的価値に距離を置く者も、体制移行のプロジェクトを継続しようとする者も、いずれもこの概念に依拠して憲法秩序の発展方向を議論した。

さらに、2010年代には、ハンガリーやポーランドにおいてもロシアと類似した状況が生じた。以上のような経緯を経て、「移行期パラダイム」を超えてポスト共産主義諸国の立憲主義を分析する手がかりとして、憲法アイデンティティという論点が浮上した。

### 2. 研究の目的

1989年の東欧革命を契機として、旧ソ連・東欧諸国は、人権概念とそれを実現する憲法裁判所を立憲主義の標準装備として導入し、東西にまたがる「憲法ゲマインシャフト」の成立が論じられた。その含意は、体制転換を通じて近代立憲主義に基づく憲法モデルの普遍的性格が改めて確認され、各国でそうした憲法秩序が定着するだろうというものであった。

しかし、こうしたパラダイムは、2000年代以降の旧ソ連・東欧諸国において、その説得力を失っていった。ロシアの場合、2000年代半ばから民主化第三の波に対するバックラッシュが顕在化するとともに、権威主義体制がそれなりの「安定性」を示したことにより、前述の想定は覆された。ハンガリーやポーランドにおいても、いわゆる円卓会議を通じて体制転換が実現されたにもかかわらず、その後、ショック療法と呼ばれる急激な市場経済化、EU加盟のための緊縮財政、そしてグローバル経済に深く統合されたがゆえに大きな破壊的作用をもたらした2008年の世界金融危機などによって、当初約束されていたはずの社会的公正と豊かな生活への見通しが裏切られた結果、2000年代から2010年代にかけて相次いでポピュリスト政党が誕生し、憲法裁判所によって保障された基本権に対する重大な後退が見られるようになった。

かかるポスト共産主義国の動向は、比較政治学の領域でも注目を集め、現代の権威主義体制の「柔軟さ」「持続性」が、競争的権威主義などの概念のもとで分析されている。また、比較憲法学の領域でも、そうした動向に刺激を受けたタシュネットの権威主義的立憲主義論(2014年)など、政治学の知見を参照した学際的な研究が見られるようになった。とはいえ、現代立憲主義の道から逸脱した国々の動向を視野に入れた、満足のいく理論枠組みが提供されているとは言い難い状況にある。

本研究は、こうした状況を踏まえ、非リベラル民主主義ないしは権威主義的憲法秩序の下での「立憲主義」を解明する分析枠組みを構築するために、ロシアにおいてアンチ・リベラルな後退を示すキー概念として登場した「憲法アイデンティティ」概念について検討することにした。これまでも憲法アイデンティティは、西欧の論者による研究対象となってきたが、論者の主な関心は、EUないしヨーロッパ人権裁判所などの国際組織と国内憲法の関係に向けられてきた。しかし、本研究では、憲法アイデンティティをめぐる議論を、体制移行諸国における「民主化後退」の位相を確認し、そうした国々の憲法裁判の実態を評価するための手がかりとして位置づけている。

### 3. 研究の方法

本研究は、憲法アイデンティティ概念に着目しつつ、ロシアを中心とする旧ソ連東欧諸国における「民主化の後退」状況を憲法裁判の次元で明らかにしようとするものである。そのため、以下の事項について研究を行うこととした。(1)憲法アイデンティティをめぐるロシア、ハンガリーの裁判動向および理論動向、(2)憲法アイデンティティを巡る議論の類型と旧ソ連東欧地域における議論の特徴、(3)憲法アイデンティティ論の社会的背景である。また、本研究課題の遂行中に、ロシアがヨーロッパ人権条約から脱退するという事態が生じたことから、(4)ヨーロッパ人権条約からの脱退とロシアにとってのヨーロッパ経験の意義、についても検討を加えることとした。

かかる課題を実現するため、文献の収集および検討を基礎にした法現象の分析を進めるとともに、資料ではフォローしきれない事実を確認するため、ロシアにおける聞き取り調査を進めることとした。しかし、本研究の開始直後は、コロナ感染症のパンデミックの影響で、また研究の後半は、ウクライナ・ロシア戦争の影響で現地調査が行えず、本研究課題に関わる当事者に本研究内容を直接に確認することはできなかった。

#### 4. 研究成果

本研究の成果として得られた知見は、以下の通りである。

(1) まず、旧ソ連・東欧地域で憲法アイデンティティ論がどのように論じられているのかを明らかにした。第一は、**2010**年代のロシア、ハンガリー、ポーランド各国の憲法裁判所の判断である。

ロシアでは、**2010**年**10**月**7**日のヨーロッパ人権裁判所の **Markin v. Russia** 事件判決を契機に、ロシア連邦憲法裁判所とヨーロッパ人権裁判所の対立が表面化した。この事件について、憲法裁判所長官のゾーリキンは、国際機関の決定がロシアの主権を侵害する場合には「ロシアは、そうした判決から我が身を守るメカニズムを構築する権利がある。憲法裁判所の判決と人権裁判所の判決との相互関係に関する問題もまた、まさに憲法というプリズムを通して解決されねばならないのである」と指摘した。この構想を具体化するきっかけとなったのが、「憲法に違反するヨーロッパ人権裁判所の判決」の国内における執行可能性について抽象的規範統制を行った**2015**年**7**月**14**日の連邦憲法裁判所判決である。そこでは、ロシア憲法に抵触する解釈に基づく国際機関の決定の国内執行義務が否定され、その審査を連邦憲法裁判所が担当することが明らかにされるとともに、初めてそうした審査の基準としての「憲法アイデンティティ」への言及がなされた。

その後、**2015**年**12**月の連邦憲法裁判所法改正によって、国際機関の決定に対する「アイデンティティ審査」の権限が連邦憲法裁判所に付与された。さらに、ヨーロッパ人権裁判所の **Anchugov and Gladkov v. Russia** 判決および **Yukos v. Russia** 判決に対してアイデンティティ審査が実際に行われた。前者については、行刑制度改革によって判決を執行する余地があることが示唆されたものの、後者については憲法に反し、執行不能であることが確認された。

ハンガリーにおいても、**2016**年**12**月**5**日の憲法裁判所判決が、欧州難民危機に対する EU 難民リロケーション案を念頭に、憲法裁判所は EU の権限行使に対するアイデンティティ審査の権限を有する旨を判示した。その際に、憲法アイデンティティは「基本法によって創出される基本的価値ではなく、基本法によって確認されるものにすぎないこと」が強調された。別言すれば、ハンガリーの憲法アイデンティティは、憲法に先行して存在するハンガリー国家の価値、「歴史的憲法の達成物」であると位置づけられた。

ポーランドも、**2010**年**11**月**24**日のリスボン条約を合憲とする憲法法廷の判決のなかで、憲法アイデンティティを「権限付与原則から『事』の核心』、すなわち所与の国家の政治制度の基礎にとって根本的なものを除外する」ものとして位置づけ、「憲法アイデンティティは、国民のアイデンティティ概念と緊密な関係にある」ことが強調された。

また、ロシアとハンガリーでは、その後の憲法改正によって、憲法アイデンティティに関する条項が憲法に追加された。ロシアの場合、**2020**年の憲法改正により、憲法第**79**条において、国際条約の規定に従ってなされたロシア憲法に違反する解釈に基づく国際機関の決定が執行不能であることが宣言されるとともに、改正憲法第**67**条の**1**第**2**項のいわゆる「アイデンティティ条項」において、ロシア国家は「千年の歴史によって統合された」存在、すなわち、**988**年のキエフ大公による正教の受容によって基礎づけられた国として位置づけられた。

ハンガリーにおいても、**2018**年**6**月**20**日の基本法第**7**次改正により、基本法前文に「我々は、我々の歴史的憲法に根ざす我々のアイデンティティの保護は、国家の基本的義務である」とみなす」との文言が加えられるとともに、憲法総則部分でも「ハンガリーの憲法の自己アイデンティティおよびキリスト教文化の保護は、すべての国家機関の義務である」(基本法 **R** 条 **4** 項) ことが確認された。

以上の動向から、本研究では、旧ソ連・東欧地域では**2010**年代に至り、憲法秩序の非リベラル化が進むなかで、欧州機関から「主権」を防衛する文脈において憲法アイデンティティが登場するとともに、その中に「ナショナルなアイデンティティ」が含まれていることを確認した。

第二に、上記の動向に批判的な論者も、憲法アイデンティティ概念に依拠して自説を展開していることを確認した。ロシアの場合、Luk'yanova や **Dzhagarjan** などのリベラル派の法律家は、憲法裁判所に代表される憲法アイデンティティ論に異を唱え、「憲法アイデンティティの問題は、立憲主義のアイデンティティから離れては解決されえない」などと主張し、憲法アイデンティティに普遍的な価値を充填する立場から反論を試みた。

ハンガリーでも、Kovács が、現政権の憲法政策を批判する文脈で憲法アイデンティティ概念を援用している。Kovács は、体制転換の所産である**89**年ハンガリー憲法が、新憲法を制定する権力と憲法改正権力とを区別していたことを確認しつつ、**2011**年にいわゆるポピュリスト政権によって制定された新憲法は旧憲法の基本原則を実質的に変更した、すなわち、憲法改正権力によって新たな憲法アイデンティティが導入されたとして、新憲法を批判した。彼女にとって、旧**89**年憲法はリベラル・デモクラシーに基づく憲法であるのに対し、**2011**年憲法は、そうした価値を覆した憲法であった。

このように、両国では、保守派もリベラル派も、それぞれに反対の意味内容が充填された憲法アイデンティティ概念を掲げ、いずれも「憲法アイデンティティの危機」を主張していたのである。

(2) 次に、憲法アイデンティティに関する概念の歴史的沿革をたどりつつ、前述の旧ソ連東

欧地域の憲法裁判において登場した憲法アイデンティティ概念がどのような特色を持つのかを整理した。

憲法アイデンティティ(**Constitutional Identity**)概念は、カール・シュミット(**Carl Schmitt**)により **1928** 年に提起された。シュミットは、憲法改正権力の限界について論じた際に、憲法改正は、「あくまで全体としての憲法のアイデンティティおよび継続性(*Identität und Kontinuität der Verfassung als ein Ganzes*)が維持される」ことを前提にする、と指摘した。この概念は、第二次大戦後、ドイツ基本法の制定時にいわゆる「永久条項」として知られる基本法 **79** 条 **3** 項によって具体化された。さらに、国際法レベルで憲法ないし国家の「アイデンティティ」を初めて掲げたのが、**1992** 年のマーストリヒト条約である。F 条 **1** 項は、「〔欧州〕連合は、その統治制度が民主主義の諸原則に基礎づけられた加盟国のナショナル・アイデンティティ(**national identities**)を尊重する」と規定した。同様に、**2007** 年のリスボン条約 **4** 条 **2** 項も、ナショナル・アイデンティティの尊重について規定している。

違憲審査において、アイデンティティが脚光を浴びたのが、ドイツ連邦憲法裁判所による **2009** 年のリスボン条約判決である。同判決では、リスボン条約同意法律の合憲性を審査する際に、EU による権限行使を審査する基準として、①「権限踰越コントロール」と、②「アイデンティティ・コントロール」とを行うことを表明した。「アイデンティティ・コントロール」とは、欧州機関の権限行使が、ドイツ基本法 **79** 条 **3** 項に基づく憲法アイデンティティの不可侵の核となる部分を保護しているかどうかを審査するものである。

問題は、ナショナル・アイデンティティと憲法アイデンティティの関係である。この点については、概ね **3** つの見解が存在する。第 **1** は、ナショナル・アイデンティティと憲法アイデンティティを別物であるとする見解である。**Clouts** 等に見られるこの考え方によれば、ナショナル・アイデンティティは、言語・文化などエスニックな要素を含むもので、「EU 統合の基礎」であるとされるのに対し、憲法アイデンティティは各国の憲法原則ないしは基本権を意味し、各国の憲法改正限界を画するものであるとされる。この考え方は、憲法アイデンティティをリベラルで普遍的な価値が充填されたものとして把握し、そこからエスニックな要素を排除する。第 **2** の見解は、ナショナル・アイデンティティと憲法アイデンティティを同じものと考え、そこに各国の憲法原則や基本権が含まれるとする考えである。この考え方によれば、両概念は憲法改正の限界を画すると同時に、超国家組織に権限を委譲する際の限界を画するものとされる。この見解は、上記のドイツ憲法裁判所の立場であり、ヨーロッパでこの議論を展開する者の中では多数説の地位を占めるものと思われる。第 **3** の見解は、ナショナル・アイデンティティと憲法アイデンティティを同一のものであると見なしつつ、そこに各国の憲法原則・基本権といった自由民主主義的な価値だけでなく、各国の歴史的・文化的価値も含まれるものとして位置づけ、両概念によって国際組織に対する権限付与の限界が画されることを強調する立場である。第 **3** 説は、実定法学者が見落としがちな社会的現実、「憲法外のファクター」へのまなざしを有する **Jacobson, Rosenfeld** の憲法アイデンティティ論とも親和性をもち、憲法改正限界のない憲法に現れやすい。これに対し第 **2** 説は、権限付与の限界を画するだけでなく、憲法改正限界を構築する議論であり、第 **1** 説と同様に憲法アイデンティティの中にリベラルな価値を見だし、エスニックな要素を放逐する。これに対し、第 **1** 説は、エスニックな要素をナショナル・アイデンティティとして捉え、これを国際組織との関係で調和的に評価する。

以上の整理に基づき、本研究では、ロシア、ハンガリー、ポーランドの憲法裁判所は、第 **3** 説の立場に立つことを明らかにした。これに対し、Luk'janova のようなリベラル派は、エスニックな要素を憲法アイデンティティから放逐しつつも、エスニックな要素の価値自体は否定せず、それを国際組織との関係で調和的に捉える第 **1** 説の立場をとった。興味深いのは、憲法裁判所だけでなく、リベラル派もヨーロッパで主流の第 **2** 説を採用していないことである。これは、第 **2** 説が憲法アイデンティティとナショナル・アイデンティティを同一視し、両者からエスニックな要素を排除することで、市民が抽象的な憲法原則に自らのアイデンティティを見出しにくくしているという点を、リベラル派自身が意識しているためと考えられる。

(3) 以上の分析により、憲法アイデンティティ概念を巡るロシアの対抗関係が整理されたが、続いて、なぜこのような対立が発生するのかということが問題になる。本研究では、この問いに対し、ロシアの憲法動向を分析する近年の注目すべき二つの研究を対照させる形で答えようとした。

第一に注目されるのが、欧米の代表的なロシア東欧法研究者である **Kuepper** と **Partlett** によって提起されたポストコロニアル・レンズ論である。これは、植民地支配の過去が旧植民地および旧宗主国に及ぼす影響に着目して憲法の動態を検討する視座である。両者は、近年のロシア憲法を巡る動向を、海外植民地帝国とは異なる地続きの帝国を擁する旧宗主国の問題、すなわち、強国・大国・帝国としてのロシアの伝統的国家哲学、植民地帝国の歴史のうちに求める。この見解は、古典的なヨーロッパによるロシア観、あるいはロシアにおける国家学派的ロシア観とも親和的な議論を、非常に洗練された形で展開した理論であると言える。

第二に注目すべきは、グローバル化を通じた憲法体制の拡散(断片化)という視点からロシアの憲法動向を分析する **Medushevskiy** の議論である。彼によれば、現代社会は、グローバル化の

進展に伴い国際情勢における非対称性、利益の断片化が生じるなかで、西側タイプの立憲主義、リベラル・デモクラシーが説得力を失い、国際的な立憲主義における収斂と断片化のプロセスが競合する時代として描き出される。**2020**年ロシア憲法改正をはじめとするロシアの動向もまた、こうした新しい現実に対する体系的な適応形態の一つとして位置づけられる。国家主権の保護に国際法を従属させ、帝國的イデオロギーに憲法上の優越的地位を与え、憲法を超越する大統領が国家の手綱を握るロシアの憲法秩序を、**Medushevskiy** は、グローバルなリベラル立憲主義に対する守りの法的戦略、保守的立憲主義と特徴付け、それが国際的な立憲主義における断片化プロセスのモデル、実効性のある選択肢になっていると指摘する。

この二つの見解は、現代ロシアの憲法動向を、一方は、歴史観通的、地政学的な位置づけから、他方は、グローバル化の影響という現代的観点から読み解こうとする点で、まさに正反対の議論となっている。本研究では、以上の**2**つの研究のうち、経済的グローバル化が富の偏在という多様性を生み、それが憲法の多様性をもたらすとする **Medushevskiy** の議論がより事態を正確に捉えているとの結論に至った。その理由としては、第一に **Kuepper** らの議論では、ペレストロイカとその後のロシアのリベラル化、あるいは古くはロシア革命など、ロシアの民主的変動を十分に捉えられないこと、第二に、ロシアの憲法アイデンティティ論に見られる事態は、一国に限定されたものではなく、ハンガリーやポーランドなど他の東欧諸国にも共通してみられるものであり、それを説明するためには、**1990**年代以降のグローバル化のあり方に視野を向けざるを得ないことが挙げられる。以上のように、本研究では、旧ソ連東欧諸国における「憲法アイデンティティ概念の隆盛」を、国際的な立憲主義における断片化プロセスという立場から読み解くべきであるとの結論に達した。

(4) 以上に見たとおり、ロシアにおける憲法アイデンティティ論は、ヨーロッパ人権裁判所ないしはヨーロッパ評議会を「仮想敵」とする議論であった。しかし、本研究の途上にあった**2022**年**2**月に、ロシアはウクライナに侵攻し、ウクライナ・ロシア戦争が始まった結果、同年**3**月にロシアはヨーロッパ評議会から除名され、同年**9**月にはヨーロッパ人権条約も失効することによって、本研究の前提をなした「ロシアとヨーロッパの対立」という土台が失われることとなった。以上の経緯から、**2022**年前後にロシアはヨーロッパ問題にどう対応し、「ヨーロッパとの決別」をどのように受け止めたのか、について検討した。すなわち、本研究では、ロシアがヨーロッパ人権裁判所の判決の影響を積極的に受け入れた領域と、その影響が限定的であった領域とを整理し、憲法アイデンティティが詰まるところどのような人権問題に対して援用されるのかを明らかにした。また、通常の裁判所における人権条約の適用状況についても分析し、多くの限界を伴ってはいるものの、下級裁判所レベルでは、憲法の優越性を強調して国際法の適用を退けるべきだとする国側の主張を退けて人権条約を適用し、市民を救済する試みが、人権条約脱退まで、細々とではあるが、続けられていた事実を指摘した。以上の分析から、国際組織の決定の国内における執行を憲法アイデンティティによって遮断するという本研究が主題とした「大上段」な議論が展開される背後で、ロシアでは、違憲審査における比例原則などヨーロッパ的な思考法(ヨーロッパアイデンティティの一部)が法律家内ではある程度、受肉化されていたことを確認し、憲法アイデンティティ論の背後で、プレ・ストラスブールのなあり方とは異なる相貌を見せるに至ったロシア法律家集団の変化に着目する視点を提起した。

(5) このように、本研究は、一方では、憲法アイデンティティ論を援用して、権威主義化するロシアの現状をヨーロッパ人権裁判所による「介入」から防衛しようとする憲法裁判所に代表される議論と、憲法アイデンティティに体制転換時に受容されたりベラルな価値観を充填して、権威主義化を批判するための対抗原理にしようとする議論とが対峙する状況として、**2010**年代ロシアの憲法状況を描き出すに至った。また、そのような展開の背景として、**Medushevskiy** の指摘するように、経済的グローバル化がもたらす憲法の断片化に着目することの意義を確認した。**Medushevskiy** によれば、ロシアは、グローバルなリベラル立憲主義に対する守りの法的戦略、保守的立憲主義のモデルを提示しているとされるが、ハンガリーの動向などは、そうした見方の妥当性がある程度裏付けているように思われる。ところで、上記のような憲法の根本原理を巡る「空中戦」の時代は、**2022**年のウクライナ・ロシア戦争の開始とともにロシアでは終わりを告げた。しかし、本研究は、そうした「空中戦」の背後で、憲法アイデンティティの対立物であったヨーロッパ人権条約が、どのように法制度および法曹の意識に受肉化されていたのかについても検討し、憲法アイデンティティにのみ注目した場合には、ヨーロッパ人権秩序に原理的に対峙しているように見えるロシアにあって、ある程度、ヨーロッパ的アイデンティティがロシア社会に受容されていたとする視座をも提起するに至った。以上から、本研究は、ロシアの権威主義下における対抗状況と、大変厳しい状況下ではあるがロシアにおける立憲主義の回復の契機となり得るもののある程度析出する機会となったのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 佐藤史人	4. 巻 12
2. 論文標題 「対外的危機」下のロシア憲法秩序と法	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 1-3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 佐藤史人	4. 巻 94巻11号
2. 論文標題 解題に代えて 2020年憲法改正とロシア「立憲主義」の位相	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 83-86
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤史人	4. 巻 8
2. 論文標題 ヨーロッパ人権裁判所とロシアの関係 その限界と「遺産」	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 人権判例報	6. 最初と最後の頁 11-27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 佐藤史人
2. 発表標題 ポスト共産主義諸国における危機の永続化と立憲主義 ロシア・ハンガリーにおける憲法アイデンティティ論争再論
3. 学会等名 Third International Conference on Fundamental Issues of Constitutional and Administrative Law: Challenges in the Era of "Crisis"
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 鮎京正訓、四本健二、浅野宜之編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 1310
3. 書名 新版アジア憲法集	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------